

港南剣友会々則

(主 事)

才 1 条 本会は港南区剣道連盟に直属し同連盟規約才 3 条および才 4 条の規定に基づいて行なうものです。

(名称 所在)

才 2 条 本会を港南剣友会(略称港友会)とし、本部を港南区上大岡町 [redacted] 藤巻清完におきます。

(主 眼)

才 3 条 本会の主たる処は剣道を通じて港南地区内の青少年の人間形成を図ることを才ノ義とします。

(役 員)

- 才 4 条 本会の役員は次のとおりです。
1. 会長は港南区剣道連盟会長とし、会を統括します。
 2. 主幹は会長が委嘱し、会長の代行をします。
 3. 主事は会長が委嘱し、主幹を補佐し、会の企画運営の責に任じます。
 4. 幹事は主幹が指定し、主事と協議立案実施します。
 5. 顧問は会長が委嘱し、諮問にこたえます。
 6. 主幹主事幹事で幹事会を構成します。

幹事会は決議機関です

才 5 条

役員の数数は次のとおりです。

- | | | |
|----|-----|-----|
| 1. | 会 長 | 1 名 |
| 2. | 主 幹 | 1 名 |
| 3. | 主 事 | 2 名 |
| 4. | 幹 事 | 若干名 |
| 5. | 顧 問 | 若干名 |

(行 事)

才 6 条

本会は次の行事を行ないます。

1. 練習

イ. 大岡警察署 道場

毎 週 日 旺 日

少年部 午前 10 ~ 11 時

一般部 11 ~ 12 時

毎 週 金 旺 日

少年部 午後 6 ~ 7 時

一般部 7 ~ 7.30 時

ロ. 区剣連の行なう月例合同練習

ハ. 他、団体の行なうもの

ニ. 幹事会の必要と認められたもの

2. 試合

- イ. 本会または区剣連の行なうもの。
- ロ. 他の団体の行なうもの。

3. 級位

- イ. 本会が行なう格付審査
- ロ. 区剣連の級位審査

4. その他

幹事会が必要と認めたる行事

(会 員)

オ 7 条

本会の会員は次のとおりです。

- イ. 港南地区内に居住する者
- ロ. 港南地区内に在勤在学する者
- ハ. 幹事会で認めたる者

(手 続)

オ 8 条

本会の入会は所定の手続きによります。
年少者は保護者の同意を要します。

(義 務)

オ 9 条

会員は次のことを守ることを要します。

1. 本会および会員の名誉と品位を大切にすること。
2. 本会の主幹主幹幹事の指示事項を守ること。

3. 剣道訓および練習心得を守ること。

4. 会員相互に親和協力すること。

5. 剣道と学問を両立すること。

(退 会)

オ 10 条

会員にして前条の規定を守らなるときまたは幹事会で会員として不適格と認めるときは退会とせざることをあります。

(その他)

オ 11 条

この会則に規定してない部分および幹事会が必要と認めたる事項については幹事会で協議し、会長が決定します。

オ 12 条

本会は港南区剣道連盟規約および細則を適用します。

付 則

昭和45年7月26日制定実施

剣道訓

1. 剣道人は礼儀を正しくします。
2. 剣道人は心を正しくします。
3. 剣道人は言行に注意します。
4. 剣道人は他人を大切にします。
5. 剣道人は良い人になります。
6. 剣道人は社会に奉仕します。

練習心得

1. 室内は脱帽します。
2. 署員に挨拶します。
3. 室内では静にします。
4. 道場の出入りに礼をします。
5. 衣類、はき物を整頓します。
6. 持ち物をたしなめます。
7. 道場内では正座します。
8. 他人の練習を見ます。
9. 不要な貴重品は持ちません。
10. 持ち物は氏名を書きます。
11. 用具は自分の物を使います。
12. 用具はよく調べます。
13. 身体、稽古着は清潔にします。
14. 年少者のめんどうを見ます。
15. 年少者は保護者、上級生と同行します。
16. 安全通行に注意します。
17. 剣道で学んだことを日常で行います。
18. 指導者の指示事項を守ります。